

名古屋市告示第632号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和7年12月26日

名古屋市長 広沢一郎

1 あん摩・マッサージ

施術所名	所在地	指定年月日
施術者名		
エミシア鍼灸マッサージ治療院名古屋店	名古屋市昭和区川名本町1丁目45番地	令和7年11月1日
松田 莉奈		

2 はり・きゅう

施術所名	所在地	指定年月日

施 術 者 名		
エミシア鍼灸マッサージ治療院名古屋店	名古屋市昭和区川名本町 1丁目45番地	令和 7年11月 1日
松田 莉奈		
訪問鍼灸マッサージなごみや西区院	名古屋市西区上小田井二丁目32番地	令和 7年11月12日
笠原 強		

3 柔道整復

施 術 所 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
たじみ鍼灸整骨院		
多治見 剛	名古屋市守山区茶臼前 1番 1号	令和 7年11月17日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課